

# Visiting Relatives, Friends

## 知人訪問, 親戚訪問



- 旅券(パスポート)
- 査証申請書
- 写真(45×45mm, 6ヶ月以内に撮影)
- 航空券(往復)の予約確認ができる書類
- 親族訪問の場合は世帯員一覧表
- 親族または知人・友人関係を証明する書類
  - ◇知り合った時期や経緯のわかる説明書
  - ◇写真やメール, SNSなど連絡のやりとりがわかるもの
- 査証申請人が渡航費用を負担する場合
  - ◇銀行通帳(原本とコピー)
  - ◇次のうちのいずれか
    - ①就職されている方は所属会社が作成した在職証明書  
(役職, 入社年月日, 月給, 休暇期間が記載されたもの)
    - ②学生の方は在学証明書及び扶養者の在職証明書
    - ③主婦などの被扶養者の方は扶養者の在職証明書

- 
- 日本側招へい者からの招へい理由書  
招へい理由を裏付ける資料(診断書, 卒業見込証明書等)も提出してください
  - 滞在予定表
  - (2名以上の場合)申請人名簿
  - 住民票(記載省略のないもの)
  - 招へい人が外国人の場合
    - ◇在留カードのコピー
    - ◇旅券のコピー
  - ※招へい人以外に日本在留の親族がいる場合はその方の分も提出して下さい
  - 招へい人が日本人または配偶者が日本人の場合
    - ◇戸籍謄本
    - ◇外国人の親族が日本に滞在している場合は在留カード及び旅券のコピー
  - 身元保証人が渡航費用を負担する場合
    - ◇身元保証書
    - ◇納税証明書(その2), 銀行通帳写し, 確定申告書控, 所得証明のいずれか



**いずれの書類も発行から3ヶ月以内のものをご提出下さい。**

**またミャンマー語の書類は**原本と訳文(日または英)と各コピー**を添付して下さい。**

**特に記載のないものについては原本(1部)をご提出下さい。**

初めて日本へ渡航される方等、渡航目的やその他個別の事情により追加書類の提出をお願いするほか、申請人の方へのインタビューや日本の外務省への照会等が必要となります。そういった場合には希望の渡航予定日までに審査が終了しないことがありますので、日数に余裕を持って早めに申請するようにお願いします。(申請から10日以上経過しても大使館から連絡がない場合はお電話で審査状況をお問い合わせ頂くことが可能です。その際には受理票に記載されたバーコード番号と申請者のお名前をお伝え下さい)。